

# 令和4年度県域企画応援事業に係るQ & A

## (2021年12月版)

### ＜新品目・新技術・新作物等導入支援事業＞※加工用野菜含む

**Q①** 新たな品目・技術・作物に係る取り組みであれば、すべて助成対象になりますか。

**A①** 同事業は、「将来的に有望なモデルケースづくり」につながる試験的な取り組みを支援することを目的としています。よって、助成対象となるのは、新たな品目・技術・作物を地域で試験的に導入することに係る経費であるため、部会員等の大多数が導入するような場合は、試験的な導入ではなく、普及拡大に係る経費と捉え、助成対象外となる場合があります。

また、2019年度から加工用野菜の試験研究についても、これまで地域で取り組まれていないものであれば、新品目の中に含めることができるようになりました。

**Q②** 何をもって「新」と見なすのでしょうか。

**A②** 「新」と言えるかどうかは、地域毎に判断するので、該当地域で普及していないものに新たにに取り組む場合は「新」と見なします。なお、地域の判断が分りにくい場合は個別に相談してください。

**Q③** 前年度に同事業を活用して、試験的に取り組んだ品目・技術・作物について、同様の内容で別の部会が新たにに取り組む場合、事業の対象となりますか。また、同じ部会の別のメンバーが取り組む場合はどうですか。

**A③** 事業の趣旨は、Q①に記載している通り、試験研究に係る経費への助成であって、普及拡大に係る経費への助成ではありません。そのため、単に前年度と同じ内容を他の部会で実施する場合や、同一の部会の他の部会員が実施する場合などは、普及拡大とみなして対象外とする場合があります。ただし、同じ取り組みであっても、内容によっては対象となる場合もありますので、判断が難しい場合は個別に相談してください。

**Q④** 対象者の中に個人も含まれていますが、その場合、「JAの組織決定に基づく依頼により」行うことが求められています。具体的には、どのレベルの意思決定が必要ですか。

**A④** JAとしてどのレベルの意思決定を行うべきか決まりはありません。当該記載内容の趣旨は、担当者の独断で対象者を決定することがないようにすることにありますので、少なくとも担当部署として決定していただく必要があります。

- Q⑤** 対象者の中に個人も含まれていますが、その場合、「県・市町村等の関係機関とも事前に協議を行うこと」が求められています。具体的にはどのようなことですか。
- A⑤** 地域における新たな品目の産地化や新たな技術・作型等の試験的な導入に関し、県の振興センターや市町村の農業関係の部署の担当者と会議（打合せ）を行い、取り組む対象先（個人）を協議することを想定しています。
- Q⑥** 出荷場において「新技術」である機械装置を導入する場合、助成対象になりますか。
- A⑥** 当該事業が想定しているのは、あくまで生産現場における取り組みのことで、そのため、原則としてJAの施設に導入する機械装置等は助成対象にはなりません。ただし、新たな品目を導入する場合、特定の機械装置を設置することが欠かせない（生産現場との関連が強い）場合には、個別に相談してください。

以 上